

令和7年12月5日

令和5年度嘉手納町立幼稚園 施設等利用給付認定保護者 様

嘉手納町教育委員会
教育指導課 学務係

（嘉手納町立幼稚園）令和5年度 幼稚園型一時預かり事業 法定代理受領額について

令和5年度の幼稚園型一時預かり事業の法定代理受領額は、以下のとおりとなります。

なお、一人当たりの算出方法については、【算出方法】をご確認ください。

また、本通知は昨年度（令和6年度）の実績を報告するものであり、この通知によって追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません。

【算出方法】

- (1) 預り保育料：月額5,000円／日額250円（1人あたり） ※預かり保育利用日数が15日を超えない月は、その日数×250円で得た額を月額とします。
- 例) ひと月の利用日数が13日の場合、250円×13日＝3,250円が当該月の預かり保育料となります。
- (2) 受領額：(1) と450円とその月の預かり保育利用日数を乗じて得た額とを比較して、小さい方の額となります。

令和5年度 幼稚園型一時預かり事業 施設等利用費一覧

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
屋良幼稚園	受領額(円)	133,500	164,250	161,500	162,750	143,250	177,000	180,000	183,500	180,500	164,000	177,750	175,500	2,003,500
	対象人数(人)	34	35	35	35	35	36	38	40	40	40	39	39	
嘉手納幼稚園	受領額(円)	255,750	293,000	281,750	280,500	259,000	290,250	292,000	288,000	263,250	272,500	278,750	245,500	3,300,250
	対象人数(人)	64	64	65	63	64	63	63	63	62	62	61	61	

〈問い合わせ先〉
嘉手納町教育委員会 教育指導課 学務係 ☎098-956-1111（内線257）

- 【参考】「法定代理受領」の通知の法的位置づけ
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型利用給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に保育に要する費用に充てるため、嘉手納町から幼稚園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
 - 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第57条に準じて読み替えられた、第56条第2項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。